

第二章 国際子ども図書館（第七十二条―第七十五条）

第三章 雑則（第七十六条―第七十九条）

附則

第一章 中央の図書館

第一節 部局

第一款 総務部

（総務部の分課）

第一条 総務部に、次の六課を置く。

- 一 総務課
- 二 企画課
- 三 人事課
- 四 会計課
- 五 管理課
- 六 支部図書館・協力課

（総務課）

第二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国立国会図書館（以下「館」という。）の所掌事務の総合調整に関すること。
- 二 機密に関すること。
- 三 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第六条の規定による報告に関すること。
- 四 両議院の議院運営委員会等における館に関する審査等に係る

報告又は資料の提出に関すること。

五 館長及び副館長並びに館の公印の保管に関すること。

六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

七 館の保有する事務文書の開示に関すること。

八 館の保有する個人情報の保護の総括に関すること。

九 館の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十 館に関する法規に関すること。

十一 館が保有する著作権の保護及び館が著作権を保有する著作物の利用の許諾の調整に関すること。

十二 広報に関すること（関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。

十三 支部図書館（行政及び司法の各部門に置かれる支部図書館（第八条において「行政司法各部門の支部図書館」という。）を除く。）との連絡調整に関すること。

十四 法第二十一条第二項に規定する複写料金に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。

十五 法第二十一条第三項の規定による複写に関する事務の委託に係る契約に関すること。

十六 図書館資料（第二十六条第八号に規定する電子情報を除く。以下同じ。）の利用に係る著作権の処理の調整に関すること。

十七 法第二十五条の二の規定による過料処分に関すること。

十八 国立国会図書館連絡調整委員会の庶務に関すること。

十九 国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会の庶務に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、館の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(企画課)

第三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 館の将来計画の策定に関する事。

二 館の所掌事務の実施に係る評価の総括に関する事。

(人事課)

第四条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の定員、職階、任免、給与、分限、懲戒、服務、旅行命令その他の人事に関する事（関西館の所掌に属するものを除く。）。

二 栄典及び表彰に関する事。

三 公務災害補償及び退職手当に関する事。

四 職員の研修に関する事（他の部局、関西館、国際子ども図書館及び他課の所掌に属するものを除く。）。

五 職員の研修に関する事務の調整に関する事。

六 衆議院共済組国立国会図書館支部に関する事（関西館の所掌に属するものを除く。）。

七 職員の健康管理その他の福利厚生に関する事（関西館の所

掌に属するものを除く。）。

八 国立国会図書館職員倫理審査会の庶務に関する事。

2 人事課に、厚生室を置く。

3 厚生室は、第一項第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

4 厚生室に、室長を置く。

5 室長は、命を受けて、厚生室の事務を掌理する。

(会計課)

第五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事（収集書誌部及び関西館の所掌に属するものを除く。）。

二 債権（関西館の所掌事務の遂行により発生するものを除く。）及び物品（図書館資料及び関西館に所属するものを除く。）の管理に関する事。

三 会計の監査に関する事。

四 法第二十六条第一項に規定する金銭の受贈に関する事。

五 自動車の管理及び運用に関する事（関西館の所掌に属するものを除く。）。

六 国立国会図書館契約等監視委員会の庶務に関する事。

(管理課)

第六条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 庁舎（国立国会図書館宿舍を含む。第三号において同じ。）及び設備の営繕に関する事務の総括に関する事。

二 庁内の管理に關すること（關西館及び國際子ども図書館の所掌に屬するものを除く。）。

三 庁舎の新營の企画に關すること。

四 国有財産の管理に關すること。

五 本庁舎及び國際子ども図書館庁舎の施設設備の設計及び監理並びに運用及び保全に關すること。

六 国立国会図書館建築委員会及び国立国会図書館建築協議会の庶務に關すること。

第七条 削除

（支部図書館・協力課）

第八条 支部図書館・協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行政司法各部門の支部図書館の設立並びに運営の方法及び制度に關すること。

二 法第十七条第三号に規定する年報又は特別報告に關すること。

三 行政司法各部門の支部図書館の職員に対する研修に關すること。

四 行政司法各部門の支部図書館との連絡調整に關すること。

五 法第二十一条第一項第二号に規定する地方議会及び図書館人等への援助に關すること。

六 図書館奉仕に關する図書館、図書館関係団体及び國際機關との連絡及び協力に關すること（他の部局、關西館及び國際子ども図書館の所掌に屬するものを除く。）。

七 外国との通信文書その他の公文書の翻訳に關すること。

八 支部図書館制度審議会の庶務に關すること。

第二款 調査及び立法考査局

（調査室）

第九條 調査及び立法考査局（以下「局」という。）に、局が行う法第十五條第一号から第三号までに掲げる事務（以下「調査」という。）の水準を高め、かつ、その効率的遂行を図るため、特に次の十三の調査室（以下この款において「室」という。）を設ける。

一 総合調査室

二 議会官庁資料調査室

三 憲法調査室

四 政治議會調査室

五 行政法務調査室

六 外交防衛調査室

七 財政金融調査室

八 經濟産業調査室

九 農林環境調査室

十 国土交通調査室

十一 文教科学技術調査室

十二 社会労働調査室

十三 海外立法情報調査室

(室の主任及び専門調査員)

第十条 室に、主任を置く。

2 主任は、専門調査員をもって充てる。

3 主任は、室の事務を掌理する。

4 室に、主任のほか、専門調査員を置くことができる。

(室に置かれる主幹及び主任調査員)

第十一条 室に、主任及び専門調査員のほか、主幹又は主任調査員を置くことができる。

2 主幹及び主任調査員は、主任の指示を受けて、室の事務をつかさどる。

3 主任は、必要に応じ、主任調査員に課の所掌する事項に係る調査(当該主任が指示を発することのできる課が行う調査に限る。)の一部を処理させることができる。

(総合調査室)

第十二条 総合調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国政審議の対象となることが予測される特に重要な事項に係る長期的かつ総合的な調査のうち重要なものを行うこと。

二 調査に係る総合的な企画に関すること。

三 依頼に基づく調査の調整に関すること(国会レファレンス課の所掌に属するものを除く)。

四 依頼に基づく調査及びレファレンス(依頼に基づき図書館資料その他の情報を用いて局が行う国会議員等に対する奉仕で、

容易に行うことができるものをいう。第二十七条第七号及び第八号を除き、以下この款において同じ。)の総括に関すること。

五 国政審議の参考に供するために局が作成する刊行物その他の情報(法第八条に規定する法律の索引を含む。以下この款において「局刊行物等」という。)の提供に係る企画に関すること。

六 局刊行物等の内容の審査その他の局刊行物等の提供に係る調整に関すること。

2 総合調査室の主任は、調査企画課及び国会レファレンス課が行う調査につき、必要に応じ、調査企画課長及び国会レファレンス課長に対して、指示することができる。

(議会官庁資料調査室)

第十三条 議会官庁資料調査室は、法令資料、議会資料、館長が定める官庁資料及び政府関係機関資料並びに内外の法令及び立法事情に関する調査のうち重要なものをつかさどる(海外立法情報調査室の所掌に属するものを除く)。

2 議会官庁資料調査室の主任は、議会官庁資料課が行う調査につき、必要に応じ、議会官庁資料課長に対して、指示することができる。

(憲法調査室)

第十三条の二 憲法調査室は、憲法に関する事項(他の室の所掌に属する事項に係るものを除く。)に関する調査のうち重要なものをつかさどる。

- 2 憲法調査室の主任は、憲法課が行う調査につき、必要に応じ、憲法課長に対して、指示することができる。

(政治議会調査室)

第十四条 政治議会調査室は、次に掲げる事項に関する調査のうち

重要なものをつかさどる。

- 一 議会（地方議会を除く。）に関すること。
- 二 内閣に関すること。
- 三 政党に関すること。
- 四 選挙に関すること。
- 五 政治資金に関すること。
- 六 前各号に掲げる事項のほか、政治制度、政治過程及び政治一般に関すること。

- 2 政治議会調査室の主任は、政治議会課が行う調査につき、必要に応じ、政治議会課長に対して、指示することができる。

(行政法務調査室)

第十五条 行政法務調査室は、次に掲げる事項に関する調査のうち

重要なものをつかさどる。

- 一 行政組織、行政手続その他の行政制度一般に関すること。
- 二 行政の評価及び監視並びに政策評価一般に関すること。
- 三 公法人一般及び独立行政法人一般に関すること。
- 四 公務員制度に関すること。
- 五 栄典制度に関すること（他の室の所掌に属する事項に係るも

のを除く。）。

- 六 地方議会、地方行政一般その他の地方自治（地方財政を除く。）に関すること。

- 七 消防に関すること。
- 八 警察に関すること。
- 九 民事法制及び刑事法制に関すること。
- 十 前号に掲げる事項のほか、法務行政に関すること。
- 十一 人権に関すること（他の室の所掌に属する事項に係るものを除く。）。

- 十二 司法制度に関すること。

- 2 行政法務調査室の主任は、行政法務課が行う調査につき、必要に応じ、行政法務課長に対して、指示することができる。

(外交防衛調査室)

第十六条 外交防衛調査室は、次に掲げる事項に関する調査のうち

重要なものをつかさどる。

- 一 外交及び国際政治に関すること。
- 二 国際法に関すること。
- 三 防衛その他の安全保障に関すること。
- 四 国際連合及び国際機関一般に関すること。
- 2 外交防衛調査室の主任は、外交防衛課が行う調査につき、必要に応じ、外交防衛課長に対して、指示することができる。

(財政金融調査室)

第十七条 財政金融調査室は、次に掲げる事項に関する調査のうち重要なものをつかさどる。

- 一 予算、決算その他の財政（地方財政を含む。）に関すること。
- 二 租税（関税を除き、地方税を含む。）に関すること。
- 三 通貨及び外国為替並びに国際金融に関すること。
- 四 銀行、保険及び証券に関すること。
- 五 前二号に掲げる事項のほか、金融に関すること。
- 六 景気その他の短期の経済動向及び短期の経済運営に関すること。

七 物価に関すること。

八 会計制度に関すること。

九 他の室の所掌に属しない経済一般の理論に関すること。

2 財政金融調査室の主任は、財政金融課が行う調査につき、必要に応じ、財政金融課長に対して、指示することができる。

（経済産業調査室）

第十八条 経済産業調査室は、次に掲げる事項に関する調査のうち重要なものをつかさどる。

- 一 中長期の経済運営及び国民経済計算に関すること。
- 二 産業政策及び産業立地に関すること。
- 三 企業に関すること。
- 四 商鉱工業に関すること。
- 五 工業所有権及び工業標準に関すること。

六 前二号から前号までに掲げる事項のほか、他の室の所掌に属しない産業一般に関すること。

七 通商（関税を含む。）に関すること。

八 経済協力に関すること。

九 国際経済（国際金融を除く。）に関すること。

十 資源及びエネルギーに関すること。

十一 公正取引及び消費者保護に関すること。

2 経済産業調査室の主任は、経済産業課が行う調査につき、必要に応じ、経済産業課長に対して、指示することができる。

（農林環境調査室）

第十九条 農林環境調査室は、次に掲げる事項に関する調査のうち重要なものをつかさどる。

一 農業に関すること。

二 林業に関すること。

三 水産業に関すること。

四 農山漁村に関すること。

五 食料に関すること。

六 地球環境保全、公害及び自然環境の保護に関すること。

七 前号に掲げる事項のほか、環境に関すること。

2 農林環境調査室の主任は、農林環境課が行う調査につき、必要に応じ、農林環境課長に対して、指示することができる。

（国土交通調査室）

第二十条 国土交通調査室は、次に掲げる事項に関する調査のうち重要なものをつかさどる。

- 一 国土の利用、開発及び保全並びに社会資本の整備に関すること。
- 二 土地、水資源及び住宅に関すること。
- 三 自然災害に関すること。
- 四 前三号に掲げる事項のほか、国土及び建設に関すること。
- 五 交通体系、運輸その他の交通に関すること。
- 六 観光に関すること。
- 七 気象に関すること。
- 八 海上保安に関すること。
- 九 電気通信、放送その他の情報通信に関すること。
- 十 郵政に関すること。
- 2 国土交通調査室の主任は、国土交通課が行う調査につき、必要に応じ、国土交通課長に対して、指示することができる。

(文教科科学技術調査室)

第二十一条 文教科科学技術調査室は、次に掲げる事項に関する調査のうち重要なものをつかさどる。

- 一 学校教育、社会教育、生涯学習その他の教育に関すること。
- 二 学術の振興、研究者の養成その他の学術に関すること。
- 三 科学技術政策、科学技術に関する研究開発その他の科学技術に関すること。

四 スポーツに関すること。

五 芸術、著作権、文化財その他の文化に関すること。

六 宗教に関すること。

2 文教科科学技術調査室の主任は、文教科科学技術課が行う調査につき、必要に応じ、文教科科学技術課長に対して、指示することができる。

(社会労働調査室)

第二十二条 社会労働調査室は、次に掲げる事項に関する調査のうち重要なものをつかさどる。

- 一 社会保障に関すること。
- 二 社会福祉に関すること。
- 三 保健、医療、薬事その他公衆衛生に関すること。
- 四 前三号に掲げる事項のほか、厚生に関すること。
- 五 雇用及び労働市場に関すること。
- 六 労働条件及び労働災害に関すること。
- 七 労使関係及び労働組合に関すること。
- 八 前三号に掲げるもののほか、労働に関すること。
- 九 人口問題に関すること。
- 十 援護に関すること。
- 2 社会労働調査室の主任は、社会労働課が行う調査につき、必要に応じ、社会労働課長に対して、指示することができる。

(海外立法情報調査室)

第二十三条 海外立法情報調査室は、最新の海外の立法動向その他の立法事情及び政策動向に関する調査のうち重要なものをつかさどる。

2 海外立法情報調査室の主任は、海外立法情報課が行う調査につき、必要に応じ、海外立法情報課長に対して、指示することができらる。

(調査及び立法考査局の分課)

第二十四条 局に、次の十五課を置く。

- 一 調査企画課
- 二 国会レファレンス課
- 三 議会官庁資料課
- 四 憲法課
- 五 政治議会課
- 六 行政法務課
- 七 外交防衛課
- 八 財政金融課
- 九 経済産業課
- 十 農林環境課
- 十一 国土交通課
- 十二 文教科科学技術課
- 十三 社会労働課
- 十四 海外立法情報課

十五 国会分館

(調査企画課)

第二十五条 調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 局の所掌事務の総合調整に関すること。

二 局が行う奉仕の企画及び調整に関すること（総合調査室の所掌に属するものを除く。）。

三 局が行う調査員に対する研修に関すること。

四 第十二条第一項第一号に規定する調査に関すること。

五 局刊行物等の編集及び出版に関すること（議会官庁資料課、海外立法情報課及び国会分館の所掌に属するものを除く。）。

六 局の所掌事務に関する大学、調査研究機関、国際機関等との連絡及び協力に関すること。

七 局の所掌事務に係る情報システムに関する事務の調整に関すること。

八 局刊行物等その他の局が作成する情報並びに次条第六号に規定する資料及び情報の電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法（以下「電磁的方法」という。）による複製及びその成果のインターネット等を通じて提供に関すること（議会官庁資料課の所掌に属するものを除く。）。

九 総合調査室の庶務に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、局の所掌事務で他の所掌に属し

ないものに関すること。

2 調査企画課に、連携協力室を置く。

3 連携協力室は、第一項第六号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。

4 連携協力室に、室長を置く。

5 室長は、命を受けて、連携協力室の事務を掌理する。

(国会レファレンス課)

第二十六条 国会レファレンス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 調査又はレファレンスに係る依頼の接受及びその処理に係る調整に関すること。

二 国会議員に対する図書館奉仕の提供に係る調整に関すること。

三 レファレンスに関すること(議会官庁資料課及び国会分館の所掌に属するものを除く)。

四 依頼に基づく調査で他課の所掌に属しない事項に関するものに関すること。

五 調査及びレファレンスに必要な書誌又は目録の作成に関すること。

六 調査及びレファレンスに必要な資料及び電気通信回線を通じて公表された情報の収集、管理及び利用に関すること。

七 議員閲覧室所属の図書館資料に係る選定、受理(逐次刊行物

(同一の標題の下に継続的に刊行され、かつ、その完結が予測されない図書館資料をいう。以下同じ。)に係るものに限

る。) 、管理及び国会議員に対する図書館奉仕(インターネット

トその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)を通じて館が発信する情報を用いて行う図書館

奉仕(以下「電子図書館による奉仕」という。)を除く。第七十三条を除き、以下同じ。)の提供に関すること。

八 議員閲覧室及び議員研究室における電子情報(インターネット資料(法第二十五条の三第一項に規定するインターネット資料をいう。第七十一条第六号及び第九号において同じ。)、オンライン資料(法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料をいう。第七十一条第七号及び第九号において同じ。))、

法第二十一条第一項第一号に規定する情報その他館がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する情報又は再生のための機器の記録媒体に記録された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であって別に定めるものをいう。以下同じ。)に係る図書館奉仕の提供に関すること。

九 議員閲覧室及び議員研究室の管理及び運営に関すること。

(議会官庁資料課)

第二十七条 議会官庁資料課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法令資料、議会資料、館長が定める官庁資料及び政府間国際

機関資料並びに内外の法令及び立法事情に関する調査及びレファレンスに関すること（海外立法情報課の所掌に属するものを除く。）。

二 法第八条に規定する法律の索引の作成及びその提供に関すること。

三 国会及び帝国議会の会議録に係るデータベースの作成及び提供並びに維持及び管理に関すること。

四 法令資料、議会資料、官庁資料、政府間国際機関資料並びに法律及び政治を主題とする図書館資料及び電子情報の選書又は選定並びに議会官庁資料室所属の参考資料の選定に関すること。
五 館長が定める収集した官庁資料及び政府間国際機関資料の整理に関すること。

六 収集した法令資料及び議会資料並びに館長が定める官庁資料及び政府間国際機関資料その他の議会官庁資料室所属の収集した図書館資料（以下「収集資料」という。）の保管、保存、閲覧、複写、貸出し及び証明（収集資料の受入年月日、掲載記事等を証明することをいう。以下同じ。）に関すること。

七 法令資料、議会資料、官庁資料、政府間国際機関資料並びに法律及び政治を主題とする図書館資料及び電子情報に係るレファレンス並びに書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

八 議会官庁資料室における電子情報に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

九 議会官庁資料室の管理及び運営に関すること。

十 議会官庁資料課所属の書庫の管理に関すること。

十一 議会官庁資料調査室の庶務に関すること。

（憲法課）

第二十八条 憲法課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 憲法に関する事項（他課の所掌に属する事項に係るものを除く。）に係る調査に関すること。

二 憲法調査室の庶務に関すること。

（政治議会課）

第二十九条 政治議会課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十四条第一項各号に掲げる事項に係る調査に関すること。

二 政治議会調査室の庶務に関すること。

（行政法務課）

第三十条 行政法務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十五条第一項各号に掲げる事項に係る調査に関すること。

この場合において、同項第五号及び第十一号中「他の室」とあるのは、「他課」とする。

二 行政法務調査室の庶務に関すること。

（外交防衛課）

第三十一条 外交防衛課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十六条第一項各号に掲げる事項に係る調査に関すること。

二 外交防衛調査室の庶務に関すること。

(財政金融課)

第三十二条 財政金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十七条第一項各号に掲げる事項に係る調査に関すること。

この場合において、同項第九号中「他の室」とあるのは、「他課」とする。

二 財政金融調査室の庶務に関すること。

(経済産業課)

第三十三条 経済産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十八条第一項各号に掲げる事項に係る調査に関すること。

この場合において、同項第六号中「他の室」とあるのは、「他課」とする。

二 経済産業調査室の庶務に関すること。

(農林環境課)

第三十四条 農林環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十九条第一項各号に掲げる事項に係る調査に関すること。

二 農林環境調査室の庶務に関すること。

(国土交通課)

第三十五条 国土交通課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十条第一項各号に掲げる事項に係る調査に関すること。

二 国土交通調査室の庶務に関すること。

(文教科科学技術課)

第三十六条 文教科科学技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十一条第一項各号に掲げる事項に係る調査に関すること。

二 文教科科学技術調査室の庶務に関すること。

2 文教科科学技術課に、科学技術室を置く。

3 科学技術室は、文教科科学技術課の所掌事務のうち第二十一条第一項第三号に掲げる事項に係る調査に関する事務をつかさどる。

4 科学技術室に、室長を置く。

5 室長は、命を受けて、科学技術室の事務を掌理する。

(社会労働課)

第三十七条 社会労働課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十二条第一項各号に掲げる事項に係る調査に関すること。

二 社会労働調査室の庶務に関すること。

(海外立法情報課)

第三十八条 海外立法情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 最新の海外の立法動向その他の立法事情及び政策動向その他の一般事情の調査に関すること。

二 海外の立法事情及び政策動向に係る局刊行物等の編集に関すること。

三 前号の事務に必要な情報の収集及び翻訳に関すること。

四 室及び他課が行う調査に必要な最新の海外情報の提供に関すること。

五 海外立法情報調査室の庶務に関すること。

(国会分館)

第三十八条の二 国会分館は、議事堂内に置く。

2 国会分館は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国会分館における国会議員及び国会職員その他の国会関係者に対するレファレンスに関すること。
- 二 国会議員及び国会職員その他の国会関係者を対象とする国会分館所属の収集資料に係る図書館奉仕の提供に関すること。
- 三 国会分館における電子情報に係る図書館奉仕の提供に関すること。
- 四 国会分館所属の図書館資料の選定、受理（逐次刊行物に係るものに限る。）及び管理に関すること。
- 五 国会分館所属の収集資料に係る国会の諸活動に資するための書誌又は目録の作成及び提供に関すること。
- 六 国会分館所属の閲覧室の管理及び運営に関すること。
- 七 国会分館所属の書庫の管理に関すること。

第三款 収集書誌部

（収集書誌部の分課）

第三十九条 収集書誌部に、次の五課を置く。

- 一 収集・書誌調整課
- 二 国内資料課
- 三 逐次刊行物・特別資料課
- 四 外国資料課
- 五 資料保存課

（収集・書誌調整課）

第四十条 収集・書誌調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 収集書誌部の所掌事務の総合調整に関すること。
- 二 館の蔵書の構築及び電子情報の選定に係る方針に関すること。
- 三 図書館資料の収集計画の策定（関西館の所掌に属するものを除く。）及びその実施の調整に関すること。
- 四 法第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度並びに法第二十五条の四第四項に規定する金額の交付の運用に関すること（総務部の所掌に属するものを除く。）。
- 五 図書館資料の寄託に関すること。
- 六 収集資料（関西館に所属するものを除く。）の管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 七 図書館資料の管理換（関西館の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 八 収集資料の管理及び処理の調整に関すること。
- 九 書庫計画の策定（関西館の所掌に属するものを除く。）及びその実施の調整に関すること。
- 十 整理区分その他整理に係る準則の整備に関すること。
- 十一 書誌データの作成及び提供の総括に関すること。
- 十二 書誌データの作成の標準化に関すること。
- 十三 入力済書誌データに関する事務の調整に関すること。
- 十四 書誌データのそ及入力調整に関すること。

十五 典拠データの作成及び提供の総括に関すること。

十六 典拠データの作成の標準化に関すること。

十七 入力済典拠データに関する事務の調整に関すること。

十八 法第七条に規定する国内の出版物の目録又は索引の作成及び提供に関すること。

十九 収集資料、収集した電子情報及び閲覧の提供を受けた電子情報（第四十三条第十二号の規定により整理したものに限り。）の閲覧目録の作成、維持及び管理に関すること（局、利用者サービス部及び関西館の所掌に属するものを除く。）。

二十 蔵書目録の作成及び提供に関すること（局、利用者サービス部、関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。

二十一 典拠ファイルの作成及び提供に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

二十二 図書館資料の収集、管理及び整理並びに書誌データの作成及び提供に係る情報システムに関する事務の調整に関すること。

二十三 納本制度審議会の庶務に関すること。

二十四 資料利用制限審査会の庶務に関すること。

二十五 前各号に掲げるもののほか、収集書誌部の所掌事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

（国内資料課）

第四十一条 国内資料課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国内の図書館資料の選書の総括に関すること。

二 他の所掌に属しない国内の図書館資料及び国内で発信された電子情報の選書又は選定に関すること。

三 国内の図書館資料の納入、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法による取得に関すること（関西館及び収集・書誌調整課の所掌に属するものを除く。）。

四 法第二十四条、第二十四条の二又は第二十五条の規定により納入されるべき出版物の調査に関すること（逐次刊行物・特別資料課の所掌に属するものを除く。）。

五 国内の図書館資料（逐次刊行物を除く。）の受理に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

六 収集した国内の図書館資料（逐次刊行物を除く。）の分類等の決定及び標示に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

七 法第二十五条の四第四項の規定による金額の交付に係る支出負担行為に関すること。

八 国内で発信された電子情報の閲覧の提供を受けるための契約の締結その他の措置に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

九 収集した国内の図書及び日本語による外国の図書の整理に関すること（利用者サービス部、関西館及び国際子ども図書館の

所掌に属するものを除く。）。

十 前号の規定により整理した図書の様目に係る典拠データの作成に關すること。

十一 前号の図書に係る入力済書誌データの内容の維持及び管理に關すること。

(逐次刊行物・特別資料課)

第四十二条 逐次刊行物・特別資料課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第二十四条、第二十四条の二又は第二十五条の規定により納入されるべき逐次刊行物の調査（請求を除く。）に關すること。

二 国内の逐次刊行物の受理に關すること（局、関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。

三 収集した国内の逐次刊行物の分類等の決定及び標示並びに請求記号の表示に關すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

四 収集した逐次刊行物の整理に關すること（関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。

五 収集した国内の電磁的資料（電磁的方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した収集資料をいう。以下同じ。）その他の非図書資料及び日本語による外国の電磁的資料その他の非図書資料の整理に關すること（局、利用者サービス部、関西

館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。

六 前二号の規定により整理した収集資料の様目に係る典拠データの作成に關すること。

七 前号の収集資料に係る入力済書誌データの内容の維持及び管理に關すること。

八 国内の逐次刊行物の記事、論文等の索引の作成及び提供に關すること（収集・書誌調整課の所掌に属するものを除く。）。

九 前号の索引に係る入力済書誌データの内容の維持及び管理に關すること。

十 国内における国際標準逐次刊行物番号の管理に關すること。

十一 国際標準逐次刊行物番号日本センターの運営に關すること。

(外国資料課)

第四十三条 外国資料課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国の図書館資料の選書の総括に關すること。

二 他の所掌に属しない外国の図書館資料及び外国で発信された電子情報の選書又は選定に關すること。

三 外国の図書館資料の購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法による取得に關すること（関西館及び収集・書誌調整課の所掌に属するものを除く。）。

四 出版物の国際交換に關する条約に基づく出版物の交換並びにそのあつせん及び受託に關すること。

五 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に關する条

約に基づく出版物の交換に関すること。

六 外国の図書館資料の受理に関すること（局、関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。

七 収集した外国の図書館資料の分類等の決定及び標示に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

八 収集した外国の逐次刊行物の請求記号の表示に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

九 外国で発信された電子情報の閲覧の提供を受けるための契約の締結その他の措置に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

十 収集した外国の図書（日本語によるものを除く。）の整理に関すること（利用者サービス部、関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。

十一 収集した外国の電磁的資料その他の非図書資料（日本語によるものを除く。）の整理に関すること（局、利用者サービス部、関西館、国際子ども図書館及び逐次刊行物・特別資料課の所掌に属するものを除く。）。

十二 第九号の規定により閲覧の提供を受けた電子情報（館長が定めるものに限る。）の整理に関すること。

十三 前三号の規定により整理した収集資料及び電子情報の標目に係る典拠データの作成に関すること。

十四 前号の収集資料及び電子情報に係る入力済書誌データの内

容の維持及び管理に関すること。

（資料保存課）

第四十四条 資料保存課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 収集資料の保存に関する計画の策定及び実施の調整に関すること（電子情報部の所掌に属するものを除く。）。

二 収集資料（関西館に所属するものを除く。）の修復及び製本に関すること。

三 図書館資料資源の保存に関する調査及び研究並びに研修に関すること。

四 図書館資料資源の保存に関する図書館及び図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること。

五 国際図書館連盟資料保存コア活動のアジア地域センターの運営に関すること。

第四款 削除

第四十五条から第四十八条まで 削除

第五款 利用者サービス部

（利用者サービス部の分課）

第四十九条 利用者サービス部に、次の八課を置く。

一 サービス企画課

二 サービス運営課

三 図書館資料整備課

四 複写課

- 五 人文課
- 六 科学技術・経済課
- 七 政治史料課
- 八 音楽映像資料課

(サービス企画課)

第五十条 サービス企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 利用者サービス部の所掌事務の総合調整に関すること。
- 二 収集資料に係る図書館奉仕(議員閲覧室、議員研究室及び国会分館において提供するものを除く。第四号及び第五十三条第一号において同じ。)(複写を除く。)の企画に関すること(国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。)
- 三 前号の図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。
- 四 電子情報に係る図書館奉仕の企画及び当該図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。
- 五 特定の主題に関する情報の編集及び提供に関すること。
- 六 図書館資料及び電子情報に係るレファレンス(以下この条において単に「レファレンス」という。)に関する企画に関すること。
- 七 レファレンスに係る事務の調整に関すること。
- 八 簡易なレファレンスに関すること(他の所掌に属するものを除く。)

九 関西館に所属する収集資料の証明の申請(収集資料の電磁的

方法による複製の成果を用いて行うものに限る。)に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、利用者サービス部の所掌事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

(サービス運営課)

第五十一条 サービス運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東京本館(収集資料及び電子情報に係る図書館奉仕を提供するための館の施設であつて東京都に置かれたものうち、国会分館及び支部図書館を除いたものをいう。以下同じ。)における図書館奉仕の提供に関する事務の総括に関すること。
- 二 利用者に関すること(関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。)
- 三 関西館に所属する収集資料の閲覧の申込み及び証明の申請(サービス企画課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- 四 東京本館の利用案内に関する事務の総括に関すること。
- 五 本館第一閲覧室、本館第二閲覧室、新館閲覧室及び障害者閲覧室の管理に関すること。

(図書館資料整備課)

第五十二条 図書館資料整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 収集した図書類、雑誌類及び新聞類(局、関西館、国際子ども図書館及び他課に所属するものを除く。)並びに館長が定める非図書資料に係る保管、保存、閲覧、複写、貸出し、レファ

レンス及び証明に関すること。

- 二 新聞類及び新聞類と同等の内容を有する電子情報に係るレファレンス並びに書誌又は目録の作成及び提供に関すること。
- 三 新聞類及び新聞類と同等の内容を有する電子情報の選書又は選定（関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）並びに新聞資料室所属の参考資料の選定に関すること。
- 四 関西館に所属する新聞類の複写に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。
- 五 新聞資料室における電子情報に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。
- 六 新聞資料室の管理及び運営に関すること。
- 七 図書館資料整備課所属の書庫の管理に関すること。
- 2 図書館資料整備課に、図書整備室を置く。
- 3 図書整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 第一項第一号に掲げる事務のうち、図書類（局、関西館、国際子ども図書館及び他課に所属するものを除く。）及び館長が定める非図書資料（次号において「図書類等」という。）に係る事務
 - 二 第一項第七号の書庫（図書類等に係る部分に限る。）の管理に関する事務
- 4 図書整備室に、室長を置く。
- 5 室長は、命を受けて、図書整備室の事務を掌理する。

（複写課）

第五十三条 複写課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 複写に係る図書館奉仕の企画に関すること（国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。
- 二 複写に係る図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。
- 三 収集資料（国際子ども図書館に所属するものを除く。）の複写に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 電子情報の複写に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 五 図書館における図書館資料の複写と著作権に係る調査及び研究に関すること。

（人文課）

第五十四条 人文課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 人文科学及び図書館情報学の分野（音楽分野を除く。）に関する図書館資料及び電子情報、地図及び地図と同等の内容を有する電子情報、古典籍資料等（貴重書、準貴重書、古典籍資料その他館長が定める図書館資料をいう。以下この条において同じ。）及び古典籍資料等と同等の内容を有する電子情報並びに館長が定める特別のコレクションに係るレファレンス並びに書誌又は目録の作成及び提供に関すること。
- 二 前号の分野に関する図書館資料及び電子情報、地図及び地図と同等の内容を有する電子情報並びに古典籍資料等及び古典籍

資料等と同等の内容を有する電子情報の選書又は選定並びに人文総合情報室、地図室及び古典籍資料室所属の参考資料の選定に関すること。

三 収集した地図（関西館、国際子ども図書館及び図書館資料整備課に所属するものを除く。）、古典籍資料等及び館長が定める特別のコレクションの整理に関すること。

四 前号の収集資料その他の人文総合情報室、地図室及び古典籍資料室所属の収集資料の保管、保存、閲覧、複写、貸出し、展示及び証明に関すること。

五 人文総合情報室、地図室及び古典籍資料室における電子情報に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

六 人文総合情報室、地図室及び古典籍資料室の管理及び運営に関すること。

七 人文課所属の書庫の管理に関すること。

（科学技術・経済課）

第五十五条 科学技術・経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 科学技術、経済及び社会の分野に関する図書館資料及び電子情報に係るレファレンスに関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

二 科学技術分野に関する図書館資料及び電子情報の選書又は選定に関する事務の調整に関すること。

三 第一号の分野に関する図書館資料及び電子情報の選書又は選

定（関西館の所掌に属するものを除く。）並びに科学技術・経済情報室所属の参考資料の選定に関すること。

四 第一号の分野に関する図書館資料及び電子情報に係る書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

五 科学技術・経済情報室所属の収集資料の保管、保存、閲覧、複写、貸出し及び証明に関すること。

六 科学技術・経済情報室における電子情報に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

七 科学技術・経済情報室の管理及び運営に関すること。

八 科学技術・経済課所属の書庫の管理に関すること。

九 科学技術情報整備審議会の庶務に関すること（電子情報部の所掌に属するものを除く。）。

（政治史料課）

第五十六条 政治史料課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 日本の近代及び現代の政治に関する史料並びに海外に移住した日本人及びその子孫に関する記録その他の資料（以下この条において「政治史料等」という。）の収集に係る調査並びに政治史料等と同等の内容を有する電子情報の選定並びに憲政資料室所属の参考資料の選定に関すること。

二 収集した政治史料等の整理に関すること。

三 政治史料等及び第一号の電子情報の書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

四 収集した政治史料等その他の憲政資料室所属の収集資料に係る保管、保存、閲覧、複写、貸出し及び証明に関すること。

五 前号の収集資料及び第一号の電子情報に係るレファレンスに関すること。

六 憲政資料室における電子情報に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

七 憲政資料室の管理及び運営に関すること。

八 政治史料課所属の書庫の管理に関すること。

(音楽映像資料課)

第五十七条 音楽映像資料課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 収集した電磁的資料及び電磁的資料が附属する図書類(局、関西館及び国際子ども図書館に所属するものを除く。)に係る保管、保存、閲覧、複写、貸出し、レファレンス、展示及び証明に関すること。

二 収集した音楽資料(前号の収集資料を除く。)、映像資料(前号の収集資料及び図書館資料整備課に所属するものを除く。)及び館長が定める特別のコレクションに係る保管、保存、閲覧、複写、貸出し、レファレンス、展示及び証明に関すること。

三 音楽分野に関する図書館資料及び電子情報に係るレファレンスに関すること。

四 館長が定める音楽資料及び映像資料の収集に係る調査並びに

音楽分野に関する図書館資料及び電子情報の選書又は選定並びに音楽・映像資料室所属の参考資料の選定に関すること。

五 館長が定める収集した音楽資料、映像資料及び特別のコレクションの整理に関すること。

六 音楽分野に関する図書館資料及び電子情報並びに前号の音楽資料、映像資料及び特別のコレクションに係る書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

七 音楽・映像資料室における電子情報に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

八 音楽・映像資料室の管理及び運営に関すること。

九 音楽映像資料課所属の書庫の管理に関すること。

第六款 電子情報部

(電子情報部の分課)

第五十八条 電子情報部に、次の四課を置く。

一 電子情報企画課

二 電子情報流通課

三 電子情報サービス課

四 システム基盤課

(電子情報企画課)

第五十九条 電子情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 電子情報部の所掌事務の総合調整に関すること。

二 電子図書館による奉仕の企画(技術的研究を除く。)及び実

施の調整に関すること。

三 収集資料その他の図書館資料の電磁的方法による複製に関すること。

四 前号の複製の成果の保存に関する計画の策定及び実施の調整に関すること。

五 電子図書館による奉仕に関する図書館及び図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること。

六 情報システムに係る事務の総括に関すること。

七 情報システムの安全の確保に関すること。

八 情報システムに関する調査及び研究に関すること。

九 科学技術情報整備審議会の庶務に関すること（専ら電子情報の整備に関する事項に係るものに限る。）。

十 前各号に掲げるもののほか、電子情報部の所掌事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

2 電子情報企画課に、資料デジタル化推進室及び次世代システム開発研究室を置く。

3 資料デジタル化推進室は、第一項第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

4 資料デジタル化推進室に、室長を置く。

5 資料デジタル化推進室長は、命を受けて、資料デジタル化推進室の事務を掌理する。

6 次世代システム開発研究室は、第一項第八号に掲げる事務をつ

かさどる。

7 次世代システム開発研究室に、室長を置く。

8 次世代システム開発研究室長は、命を受けて、次世代システム開発研究室の事務を掌理する。

（電子情報流通課）

第六十条 電子情報流通課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 インターネット等を通じて館が発信する情報の館以外の者による二次的利用に係る事務の総括に関すること。

二 インターネット等に接続した館の情報システムに備えた公衆の閲覧に供するためのファイル（以下「ホームページ」という。）に関する事務の調整に関すること。

三 ホームページの編集、維持及び管理に関すること。

四 電子図書館による奉仕並びに電子情報の収集及び保存に関する情報通信の技術に係る方式の標準化に関すること。

（電子情報サービス課）

第六十一条 電子情報サービス課は、インターネット等を通じて提供される情報に係る情報システム（第七十一条第十一号に規定するものを除く。）の企画、開発、運用及び管理に関する事務をつかさどる。

（システム基盤課）

第六十二条 システム基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報システム（前条に規定するものを除く。）の企画、開発、

運用及び管理に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

二 情報システムの整備及び管理において共通して利用される基盤機能並びに施設及び設備（以下「システム基盤」という。）の整備、運用及び管理に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。

第六十三条 削除

第二節 関西館

（関西館の分課）

第六十四条 関西館に、次の六課を置く。

- 一 総務課
- 二 文献提供課
- 三 アジア情報課
- 四 収集整理課
- 五 図書館協力課
- 六 電子図書館課

（総務課）

第六十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 関西館の所掌事務の総合調整に関すること。
- 二 関西館の公文書類（関西館の所掌事務のみに関するものに限る。）の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 関西館の広報に関すること。

四 ホームページのうち関西館に関するものに関する事務の総括に関すること。

五 関西館に所属する職員に係る人事、研修、衆議院共済組合立国会図書館支部及び健康管理その他の福利厚生に関すること（館長が定めるものに限る。）。

六 関西館に係る経費（人件費及び図書館資料等に係るものを除く。）及び収入の会計並びに関西館の所掌事務の遂行により発生した債権及び関西館に所属する物品（図書館資料を除く。）の管理に関すること。

七 関西館の庁舎（国立国会図書館京都宿舍を含む。）及び設備の営繕並びに庁内の管理に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、関西館の所掌事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

（文献提供課）

第六十六条 文献提供課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 関西館の所掌に属する図書館奉仕に関する事務の総括に関すること。
- 二 館長が定める洋雑誌、科学技術関係資料その他の図書館資料及びこれらと同等の内容を有する電子情報に係る選書又は選定、レファレンス並びに書誌又は目録の作成及び提供に関すること（アジア情報課、図書館協力課及び電子図書館課の所掌に属するものを除く。）。

三 関西館所属の図書館資料の選定に関すること（アジア情報課の所掌に属するものを除く。）。

四 関西館所属の収集資料の保管、保存、閲覧、複写、貸出し及び証明に関すること（アジア情報課の所掌に属するものを除く。）。

五 関西館における電子情報に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

六 関西館においてのみ行う展示に関すること。

七 関西館の利用者及び利用案内に関すること。

八 部局又は国際子ども図書館に所属する収集資料の閲覧の申込み、複写及び証明の申請に関すること（部局及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。

九 総合閲覧室及び研究室の管理及び運営に関すること。

十 文献提供課所属の書庫の管理に関すること。

（アジア情報課）

第六十七条 アジア情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 館長が定める主題に関するアジア及び中東の諸言語による外国語資料並びにアジア及び中東に関する図書館資料並びにこれらと同等の内容を有する電子情報に係るレファレンス並びに書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

二 アジア及び中東の諸言語による外国語資料並びにこれと同等の内容を有する電子情報の選書又は選定（局、利用者サービス

部及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）並びにアジア情報室所属の参考資料の選定に関すること。

三 収集したアジア及び中東の諸言語による外国語資料の整理に関すること（利用者サービス部及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。

四 前号の収集資料その他のアジア情報室所属の収集資料の保管、保存、閲覧、貸出し及び証明に関すること（文献提供課の所掌に属するものを除く。）。

五 アジア及び中東地域の外国の図書館その他の関係諸機関との連携に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

六 アジア情報室の管理及び運営に関すること。

七 アジア情報課所属の書庫の管理に関すること。

（収集整理課）

第六十八条 収集整理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 関西館において収集すべき図書館資料の収集計画の策定及び実施に関すること。

二 関西館において収集すべき図書館資料の選書の総括に関すること。

三 館長が定める洋雑誌、科学技術関係資料、アジア及び中東の諸言語による外国語資料その他の図書館資料の購入、寄贈その他の方法による取得に関すること。

四 館長が定める電子情報の閲覧の提供を受けるための契約の締

結その他の措置に關すること。

五 第三号の図書館資料の受理に關すること。

六 関西館において収集した第三号の図書館資料（以下この条において「関西館の収集資料」という。）の物品管理簿への記録に關すること。

七 関西館の収集資料の分類等の決定及び標示に關すること。

八 関西館において収集した逐次刊行物の請求記号の表示に關すること。

九 図書館資料の管理換（収集書誌部の所掌に属するものを除く。）及び関西館の収集資料の処分に關すること。

十 第五号から前号までに掲げるもののほか、関西館の収集資料の管理に關すること（文献提供課及びアジア情報課の所掌に属するものを除く。）。

十一 関西館の書庫計画の策定及び実施に關すること。

十二 関西館の収集資料及び第七十一条第八号の規定により収集した博士論文（以下この条において「博士論文」という。）の整理に關すること（アジア情報課の所掌に属するものを除く。）。

十三 前号の規定により整理した収集資料及び博士論文に係る入力済書誌データの内容の維持及び管理に關すること。

十四 関西館の収集資料及び博士論文の閲覧目録の作成、維持及び管理に關すること（アジア情報課及び図書館協力課の所掌に

属するものを除く。）。

第六十九条 削除

（図書館協力課）

第七十条 図書館協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 図書館協力事業に關する国内の図書館に対する広報に關すること。

二 図書総合目録の作成及び提供に關すること。

三 図書館等におけるレファレンスの事例に關するデータベースの作成及び提供並びに維持及び管理に關すること。

四 障害者用の図書館資料及び視覚障害者等のための図書その他の図書館資料と同等の内容を有する情報であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下この条において「視覚障害者等用データ」という。）の総合目録の作成及び提供に關すること。

五 視覚障害者等用データの収集（作成を含む。次号において同じ。）に關すること（収集書誌部の所掌に属するものを除く。）。

六 視覚障害者等用データに係るレファレンス並びに前号の規定により収集した視覚障害者等用データに係る書誌又は目録の作成及び提供並びにインターネット等を通じた提供に關すること。

七 収集した学術文献を録音した磁気テープ又は光ディスク（第七十四条第九号において「学術文献録音テープ等」という。）

に係る作成、貸出し、レファレンス並びに書誌又は目録の作成及び提供に関すること（文献提供課の所掌に属するものを除く。）。

八 障害者に対する図書館奉仕に関する調査及び研究に関すること。

九 前号に掲げるもののほか、図書館及び図書館情報学に関する調査及び研究並びに研修その他図書館に対する協力に関すること（他の部、国際子ども図書館及びアジア情報課の所掌に属するものを除く。）。

（電子図書館課）

第七十一条 電子図書館課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次号から第十一号までに掲げる事務に係る技術的研究に関すること。

二 関西館所属の収集資料その他館長が定める図書館資料の電磁的方法による複製に関すること（文献提供課、アジア情報課及び図書館協力課の所掌に属するものを除く。）。

三 館長が定める電子情報の収集に関すること（図書館協力課の所掌に属するものを除く。）。

四 収集資料その他の図書館資料の電磁的方法による複製の成果及び前号の規定により収集した電子情報の保存及びインターネット等を通じた提供に関すること。

五 収集資料その他の図書館資料の電磁的方法による複製及びそ

の成果のインターネット等を通じた提供に係る著作権の処理に関すること。

六 法第二十五条の三第一項の規定による記録その他の方法によるインターネット資料（博士論文を除く。）の収集に関すること。

七 法第二十五条の四第三項の規定による記録その他の方法によるオンライン資料（博士論文を除く。）の収集に関すること（収集書誌部の所掌に属するものを除く。）。

八 博士論文の収集に関すること（収集書誌部及び収集整理課の所掌に属するものを除く。）。

九 第六号及び第七号の規定により収集したインターネット資料及びオンライン資料の整理、書誌又は目録の作成及び提供、保存並びにインターネット等を通じた提供に関すること（収集書誌部の所掌に属するものを除く。）。

十 第八号の規定により収集した博士論文の保存及びインターネット等を通じた提供に関すること。

十一 第四号から前号までに掲げる事務に係る情報システムの企画及び開発に関すること。

十二 関西館の情報システム及びシステム基盤の運用及び管理に関すること（館長が定めるものに限る。）。

第二章 国際子ども図書館

（国際子ども図書館の分課）

第七十二条 国際子ども図書館に、次の三課を置く。

- 一 企画協力課
- 二 資料情報課
- 三 児童サービス課

(企画協力課)

第七十三条 企画協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際子ども図書館の所掌事務の総合調整に関すること。
- 二 国際子ども図書館の広報に関すること。
- 三 ホームページのうち国際子ども図書館に関するものに関する事務の総括に関すること。

四 国際子ども図書館の庁内の管理に関すること。

五 児童書（おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料をいう。以下この章において同じ。）に関する図書館奉仕に関する企画（資料情報課の所掌に属するものを除く。）並びに調査及び研究に関すること。

六 国際子ども図書館において行う催物に関すること（資料情報課及び児童サービス課の所掌に属するものを除く。）。

七 児童書に関する図書館奉仕に係る図書館及び図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること。

八 図書館関係者に対する児童書に関する図書館奉仕に関する研修に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、国際子ども図書館の所掌事務で

資料情報課及び児童サービス課の所掌に属しないものに関すること。

(資料情報課)

第七十四条 資料情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 児童書及びその関連資料に係る選書及びレファレンスに関すること。

二 児童書及びその関連資料の書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

三 児童書及びその関連資料のうち逐次刊行物の受理に関すること（収集書誌部の所掌に属するものを除く。）。

四 収集した児童書及びその関連資料のうちアジア及び中東の諸言語による外国語資料の整理に関すること。

五 収集した児童書及びその関連資料（電子情報を含む。）の管理、保存、閲覧、複写、貸出し及び証明に関すること（児童サービス課の所掌に属するものを除く。）。

六 国際子ども図書館において行う展示に関すること。

七 児童書に関する電子図書館による奉仕に関すること。

八 国際子ども図書館の利用者及び利用案内に関すること。

九 関西館に所属する学術文献録音テープ等のうち児童書に関するものの閲覧の申込みに関すること。

十 児童書研究資料室及び児童書ギャラリーの管理及び運営に関すること。

十一 国際子ども図書館所属の書庫の管理に関する事。

(児童サービス課)

第七十五条 児童サービス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 収集した児童書及びその他の資料を用いて行う十八歳以下の者を対象とする催物に関する事。
- 二 学校図書館等に貸し出すために収集した児童書及びその関連資料の貸出しに関する事。
- 三 調べものの部屋、子どものへや、世界を知るへや及びおはなしのへやの管理及び運営に関する事。

第三章 雑則

第七十六条 削除

(課長補佐)

第七十七条 総務部の各課、局の調査企画課、国会レファレンス課、議会官庁資料課及び国会分館、収集書誌部の各課、利用者サービス部の各課、電子情報部の各課、関西館の各課並びに国際子ども図書館の各課に、それぞれ、課長補佐を置く。

2 課長補佐は、命を受けて、課長の職務遂行を補佐し、又は課の事務を分担する。

(係及び係長)

第七十八条 前条第一項に掲げる各課並びに総務部人事課厚生室、局調査企画課連携協力室、利用者サービス部図書館資料整備課図書整備室並びに電子情報部電子情報企画課資料デジタル化推進室

及び同課次世代システム開発研究室に、館長が定めるところにより、係を置く。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、命を受けて、係の事務をつかさどる。

(主査及び副主査)

第七十九条 局の憲法課、政治議会課、行政法務課、外交防衛課、

財政金融課、経済産業課、農林環境課、国土交通課、文教科学生術課、社会労働課及び海外立法情報課に、主査又は副主査を置く。

2 局の調査企画課、国会レファレンス課、議会官庁資料課及び国会分館、収集書誌部の各課、利用者サービス部の各課、電子情報部の各課、関西館の各課(総務課を除く。)並びに国際子ども図書館の各課に、課長補佐及び係長の所掌(局調査企画課、利用者サービス部図書館資料整備課及び電子情報部電子情報企画課にあつては、室長の所掌を含む。)に属しない事務をつかさどらせるため、特に主査又は副主査を置く。

3 総務部の総務課、企画課、人事課、会計課、管理課及び支部図書館・協力課並びに関西館総務課に、課長補佐及び係長の所掌(人事課にあつては、室長の所掌を含む。)に属しない事務をつかさどらせるため、主査又は副主査を置くことができる。

4 主査は、命を受けて、課の高度な専門的業務又は特に命じられた事務をつかさどる。

5 副主査は、命を受けて、課の相当高度な専門的業務又は特に命

じられた事務をつかさどる。

附 則

- 1 この規則は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成十四年四月一日

- 2 国立国会図書館組織規則（昭和六十一年国立国会図書館規則第二号）は、廃止する。

附 則（平成十四年六月十四日国立国会図書館規則第六号）抄

- 1 この規則は、平成十四年六月二十日から施行する。

附 則（平成十四年九月三十日国立国会図書館規則第十号）

- 1 この規則は、平成十四年十月七日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成十四年十二月二十六日国立国会図書館規則第十三号）

- 1 この規則は、平成十五年一月七日から施行する。

附 則（平成十五年三月三十一日国立国会図書館規則第一号）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年九月十九日国立国会図書館規則第二号）抄

- 1 この規則は、平成十五年九月二十九日から施行する。ただし、第五条、第七条、第八条、第十六条及び第十七条の改正規定並びに次項の規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日国立国会図書館規則第一号）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年九月二十八日国立国会図書館規則第六号）

- 1 この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日国立国会図書館規則第一号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十日国立国会図書館規則第一号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年九月一日国立国会図書館規則第二号）

- 1 この規則は、平成十八年九月一日から施行する。

附 則（平成十八年十月二十六日国立国会図書館規則第四号）

- 1 この規則は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（平成十八年国立国会図書館規程第三号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成十八年十月二十六日

附 則（平成十九年三月二十八日国立国会図書館規則第二号）

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第四十条第九号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成十九年七月二十五日国立国会図書館規則第四号）

- 1 この規則は、第百六十七回国会の召集の日から施行する。
（召集の日）平成十九年八月七日

附 則（平成十九年九月二十八日国立国会図書館規則第五号）

- 1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二十年四月一日国立国会図書館規則第一号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年四月一日国立国会図書館規則第一号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年四月一日国立国会図書館規則第三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年四月一日国立国会図書館規則第一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年四月一日国立国会図書館規則第二号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二十三日国立国会図書館規則第三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

（職員の引継ぎ）

2 この規則の施行の際現に資料提供部複写課及び電子資料課並び

に主題情報部科学技術・経済課、人文課及び政治史料課に勤務す

る職員は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつ

て、この規則による改正後の国立国会図書館組織規則による利用

者サービス部複写課、音楽映像資料課、科学技術・経済課、人文

課及び政治史料課にそれぞれ勤務するものとする。

附 則（平成二十三年六月二十四日国立国会図書館規則第四号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則（平成二十三年七月一日国立国会図書館規則第五号）

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月三日国立国会図書館規則第七号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二十七日国立国会図書館規則第八号）

この規則は、平成二十四年一月六日から施行する。

附 則（平成二十四年四月六日国立国会図書館規則第二号）

この規則は、平成二十四年四月六日から施行する。

附 則（平成二十五年五月十六日国立国会図書館規則第二号）

この規則は、平成二十五年五月十六日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二十六日国立国会図書館規則第三号）

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月十八日国立国会図書館規則第七号）

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月十三日国立国会図書館規則第一号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十四日国立国会図書館規則第一号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年四月十三日国立国会図書館規則第三号）

この規則は、平成二十七年四月十三日から施行する。

附 則（平成二十七年八月二十一日国立国会図書館規則第五号）

この規則は、平成二十七年九月十七日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十三日国立国会図書館規則第六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十月五日国立国会図書館規則第七号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十一月二日国立国会図書館規則第九号）

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十日国立国会図書館規則第三号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年七月二十一日国立国会図書館規則第七号）

この規則は、平成二十九年八月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日国立国会図書館規則第一号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月十三日国立国会図書館規則第二号）

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（平成三十一年四月一日国立国会図書館規則第二号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年四月一日国立国会図書館規則第二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年四月一日国立国会図書館規則第二号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年四月一日国立国会図書館規則第六号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年六月一日国立国会図書館規則第七号）

この規則は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（令和四年国立国会図書館規程第三号）の施行の日から施行する。

（施行の日）令和四年七月一日）

附 則（令和五年三月二十九日国立国会図書館規則第五号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。